

北上地区消防組合会計年度任用職員の給与等に関する規則をここに公布する。

令和2年1月21日

北上地区消防組合

管理者 北上市長

**管理者署名**

北上地区消防組合規則第1号

北上地区消防組合会計年度任用職員の給与等に関する規則

(別紙のとおり)

## 北上地区消防組合会計年度任用職員の給与等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北上地区消防組合会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年北上地区消防組合条例第5号）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(規定の準用)

第2条 会計年度任用職員の給与等については、北上市会計年度任用職員の給与等規則（令和元年北上市規則第20号）の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(北上地区消防組合職員の寒冷地手当支給規則の一部改正)

2 北上地区消防組合職員の寒冷地手当支給規則(平成17年北上地区消防組合規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(寒冷地手当の額)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 基準日において在職する職員が次の各号に掲げる職員のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず寒冷地手当の額は、零とする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p><u>(7) 非常勤職員等(給与条例第26条の規定の適用を受ける非常勤職員等をいう。)</u></p>	<p>(寒冷地手当の額)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 基準日において在職する職員が次の各号に掲げる職員のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず寒冷地手当の額は、零とする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	